

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年 7月18日
国立大学法人 京都大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け、学内において周知を図るとともに、環境配慮契約に関する連絡体制を整備するなどの取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、京都大学医学部附属病院で使用するエネルギーの調達に関して、以下のとおり環境配慮契約を行った。

○ 医学部附属病院運用改善型E S C O事業

主として既存設備機器の運転制御改善等により削減できたエネルギー（電気・蒸気）量をあらかじめ設定したベースラインと比較検証し、認定したエネルギー量に対する金額を事業者と大学が折半する契約を実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約法について、通知文書により大学内の各部局へ周知を図った。
- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会へ、環境担当職員並びに財務担当職員が参加した。